平成28年3月30日 条例第6号

(設置)

第1条 所沢市保健医療計画(以下「計画」という。)の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健 医療計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画の進行管理及び評価に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 医療関係団体の代表者
 - (3) 保健又は福祉に関する活動を行う団体の代表者
 - (4) 知識経験を有する者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと きは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議

に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (部会)

- 第8条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (所沢市保健医療計画策定委員会条例の廃止)
- 2 所沢市保健医療計画策定委員会条例(平成26年条例第11号)は、廃止する。 (所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1保健医療計画策定委員会委員の項中「保健医療計画策定委員会委員」を「保健医療計画推進委員会委員」に改める。